

<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____
<input type="checkbox"/>	_____

Aが、A所有の甲動産を占有するBに対し、所有権に基づく甲動産の引渡請求訴訟を提起したところ、Bは、Aの夫Cから質権の設定を受けその質権を即時取得した旨の反論をした。この場合に関する次の1から4までの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものはどれか。

1. 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定されるから、Bは、質権の即時取得の成立を基礎付ける事実を主張・立証する必要はない。
2. Bは、Cとの間で質権設定の合意をし、その合意に基づいてCから甲動産の引渡しを受けたことを主張・立証する必要がある。
3. Bは、質権の被担保債権の発生原因事実を主張・立証する必要はなく、Aが、質権の被担保債権の消滅原因事実を主張・立証する必要がある。
4. Bは、Cに甲動産の所有権がないことについてBが善意であることを主張・立証する必要はないが、Bに過失がないことを主張・立証する必要がある。

## 1. ×

即時取得の要件事実とは、①前主との取引行為、②それに基づく占有取得の2つである。この点、占有者が占有物について行使する権利については適法に有するものと推定されるが（188条）、質権の即時取得の成立を基礎付ける事実について主張・立証する必要がなくなるわけではない。よって、Bは質権の即時取得の成立を基礎付ける事実を主張・立証する必要があるといえる。

⇨2019 総合講義・110 頁

## 2. ○

Bは、動産質権の要件事実とは、①被担保債権の発生原因事実、②当該動産に①を被担保債権とする質権を設定するとの合意、③質権設定者が質権者に当該動産を引き渡したこと、の3つである。よって、Bは、Cとの間で質権設定の合意をし、その合意に基づいてCから甲動産の引渡しを受けたこと、これに基づく占有取得を主張・立証する必要がある。

⇨2019 総合講義・110 頁

## 3. ×

担保物権の付従性から、Bは被担保債権の発生原因事実を動産質権の成立のために主張・立証する必要がある。

## 4. ×

即時取得の要件事実としては、条文上の要件である善意・無過失は、186条1項、188条の規定によって立証責任が転換される。よって、BはCに甲動産の所有権がないことについて自己が善意であること及び過失がないことについて主張・立証する必要はない。

⇨2019 総合講義・110 頁